



社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づく カナダ年金制度法による障害年金の申請書及び附属書類の記入要領

あなたが、

- 日本に居住していて、
- カナダ年金制度法による障害年金の申請を希望するならば、

あなたは「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による障害年金の申請書」に必要な事項を記入しなければなりません。*

もし12ヶ月以上無職であるなら、可能な限り早急に必ず申請書を提出してください。申請書の提出が遅れると、障害年金の受給資格がなくなる、或いは給付が承認されても、数ヶ月間年金の受給資格を失うことになるかもしれません。

本要領は申請書及び附属書類の記入を手助けするために準備されたものです。本要領をよく読み、与えられた指示に従ってください。可能な限り迅速にあなたの申請について決定を下すために、カナダ人材開発省は申請書に要求されているすべての情報を把握していなければなりません。書類が正確に作成されれば、その分良いサービスを提供することができます。

- * カナダ老齢保障年金又はカナダ年金制度法による退職年金、遺族年金、遺族児童手当又は死亡手当の申請を希望する場合は、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度法による老齢、退職及び遺族年金の申請書」と題する別の様式を使用しなければなりません。この様式は本要領を取得した事務所で入手できます。若しくは、このウェブサイト及び最寄りの社会保険事務所等からも入手可能です。

This guide is also available in English under the title
*Guide for Completing an Application and Supporting Forms for
Canada Pension Plan Disability Benefits under the Agreement
between Canada and Japan on Social Security*

Ce guide est également offert en français sous le titre
*Guide pour remplir une demande de prestations d'invalidité et les
formulaires pertinents du Régime de pensions du Canada en vertu de
l'Accord de sécurité sociale entre le Canada et le Japon*

受給資格

カナダ年金制度法による障害年金を受ける資格を認められるためには、あなたは次の条件を満たす必要があります。

- 65歳未満である
- 障害がある
- 1966年にカナダ年金制度が開始されて以降、同制度による保険料を納付したことがある
- 障害を負う直前6年間のうち4年間もしくは保険期間が25年以上ある場合は障害を負う直前6年間のうち3年間、カナダ年金制度に基づく保険料を納付している、若しくは日本の国民年金制度及び／又は被用者年金制度の保険期間を有している

カナダ年金制度に基づいて障害者であると見なされるには、重度かつ長期に及ぶ身体障害又は精神障害を有していなければなりません。「重度」とは、実質的に有給の職を定期的に求めることができない状態を意味します。「長期に及ぶ」とは、障害が長く継続し無期限である可能性が高い、若しくは死に至る可能性が高いことを意味します。

カナダ年金制度法による障害をもつ被保険者の児童手当

あなたが障害年金を受給する資格を有する場合で、あなたに被扶養児童がいる場合（養子を含む）、あなたの子には、次に掲げる状況にあれば、障害をもつ被保険者の児童手当を受ける資格がある可能性があります。

- 18歳未満である、又は
- 18歳以上25歳未満で、全日制の学校又は大学に就学している

あなたが扶養している18歳未満の子については、あなたは自らの障害年金申請と同じ申請書を使って、この給付を申請することができます。（詳しくは5ページで確認してください。）

あなたの子が18歳以上の場合は、該当する子はこの給付のために別の申請書を提出しなければなりません。該当する子は、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定に基づくカナダ年金制度による児童手当の申請書」と題する申請書を使用しなければなりません。この様式は本要領を取得した事務所で入手できます。若しくは、このウェブサイト及び最寄りの社会保険事務所等からも入手可能です。

申請書及び附属書類の記入方法

申請書

カナダ人材開発省からのあなたの申請に関する通信文は、英語又はフランス語のいずれかあなたの希望する言語で書かれます。通信文をどちらの言語で受け取りたいかを申請書の最上部にある指定された欄に記入してください。

また、日本人の方については、氏名及び住所の欄にはすべて、漢字及びローマ字で記入してください。

セクション1－被保険者に関する一般情報

- 自ら年金を申請できない人に代わって申請をする場合は、あなたが、申請をしている人に関する情報を提供しなければなりません。申請者が自ら申請できない理由を簡単に説明した文書を添付してください。

質問1

日本の基礎年金番号又は年金手帳の番号及びカナダ社会保険番号（SIN）の両方を記入してください。カナダ社会保険番号がない場合、又はその番号を知らない場合でも、申請書のセクション2及び4であなたが記入する情報で、あなたを特定するのに十分かもしれません。

質問2

フルネーム（名と姓）並びに（異なる場合は）出生時の姓を記入ください。出生時の姓は、結婚を通じて又はその他の理由で名前が変わっている場合に、正しく身元確認するために要求されます。

質問3

カナダ社会保険カードに記載されている氏名が質問2の回答欄に記入した氏名と異なる場合は、質問3の回答欄に、カードに記載されている通りに正確にフルネームを記入してください。これはカナダ人材開発省がカナダ年金制度法に基づく保険料の納付を確認する際に、またカナダ年金制度法による年金の給付を受ける資格を確立する際に役立ちます。

質問4

あなたの生年月日を記入し、出生証明書又は戸籍抄本を提出してください。

質問5

現在の婚姻区分を示してください。

質問6及び7

質問6の回答欄には、現在の自宅住所を記入してください。申請及び年金の支払いに関する連絡を別の住所で受け取りたい場合は、その住所を質問7の回答欄に記入してください。そうでない場合は、質問8に進んでください。

質問8

この質問で要求される情報は、あなたの申請がカナダ年金制度又はケベック年金制度のいずれの管轄下に入るか、カナダ人材開発省が決定できるようにするために必要です。¹

あなたがケベック年金制度とカナダ年金制度に基づく保険料を納付してきた場合、どちらの年金制度があなたに適用されるのか決定するのは、カナダを出国した当時あなたが居住していた州です。あなたが両方の年金制度に基づく保険料を納付していて、障害年金を受ける資格がある場合、適用可能な年金制度は、両年金制度に納付された保険料全体に基づいて年金を支払います。

質問9

あなたがカナダ及び日本以外の国に居住したことがある場合、若しくは、別の国で社会保障に関する保険料を納付したことがある場合は、その国の社会保障制度に基づく給付を受ける資格があるかもしれません。したがって、質問9に完全に回答することは、受給資格のあるすべての年金をあなたが確実に受け取るために重要です。

質問10

カナダ年金制度法に基づき、幼児の養育に従事して所得がゼロ又は低かった期間は、年金の算定に際して除外することができます。これにより給付額が増えることがあります。この規定を利用するには、1966年1月1日以降7歳以下の児童についてカナダ家族手当又はカナダ児童手当（Child Tax Benefit）を受ける資格が存在していなければなりません。1966年1月1日以降そのような児童について、あなた又はあなたの配偶者又は内縁関係にある人がカナダ家族手当又はカナダ児童手当（Child Tax Benefit）を受ける資格があった場合には、質問

¹ カナダ年金制度は、ケベック州を除くカナダ全国で実施されています。ケベック州では、同様なケベック年金制度が実施されています。

10の回答欄にこの事実を記入してください。回答が「はい」ならば、この規定を利用するために必要なすべての情報を提供することのできる別の書類を送付します。

セクション2—障害をもつ被保険者の18歳未満の子供に対する児童手当を申請する際に記入すべき項目

- 18歳未満の児童のための給付は、当該児童が実子又は法律上の養子であって、あなたの保護監督下にある場合は、あなたに支払われます。しかしながら、当該児童が別の人の保護監督下にある場合は、その人が当該児童のために手当を申請しなければなりません。

質問11

18歳未満のあなたの子で、あなたが代わって手当を申請している子を全員列挙し、各児童の生年月日を記入し、出生証明書又は戸籍抄本を提出してください。また、彼らがあなたの実子又は法律上の養子であるかどうかを明記してください。「その他」と回答した場合は、その事情を説明してください（例えば、彼らは配偶者又は内縁関係にある人の非嫡出子又は養子ですか）。

質問12

あなたに別の人の保護監督下にある子がいる場合、その人が当該児童に代わって給付を申請しなければなりません。該当する子の氏名、その人の氏名及び住所を挙げてください。カナダ人材開発省はそれを受けて申請書を送付します。

質問13

質問11で列挙した児童のために、カナダ又はケベック年金制度のいずれかに申請を行ったことがあるか、又は給付をいずれかから受け取ったことがあるか、明記してください。回答が「はい」の場合は、給付の申請又は受け取りに用いた社会保険番号（SIN）を記入してください。

両親がカナダ年金制度法に基づく被保険者であった場合で、死亡又は障害者のいずれかであって、両給付に関して受給資格のすべての条件が充足されている場合には、子はカナダ年金制度法による給付を定額の最大2倍まで受け取ることができます。

セクション3ー宣誓

- 申請書に署名してください。

申請書に署名することにより、あなたは申請書で提供した情報が真実であることを宣誓します。あなたはあなた又は被保険者の受給資格の継続に影響を及ぼし得るいかなる変更についても、カナダ人材開発省に通知しなければなりません。このような変更には、あなた又は被保険者の病状の改善、フルタイム就労、パートタイム就労又は試用期間への復帰、学校又は大学への就学、技能又は技術職業訓練、その他あらゆる形の社会復帰が含まれます。また、あなたは日本の実施機関に対し、申請しているあなた自身又は被保険者のカナダ年金受給資格に影響を与え得る情報をカナダ人材開発省に提供する権限を与えます。

- 証人の宣誓は、被保険者又は申請者が文字ではなく記号で署名する場合にのみ必要となります。

質問票

質問票には、あなたの状況についての情報を提供しなければなりません。あなたの学歴、職歴、年金受給履歴及び病状について詳細を提供することによって、カナダ年金制度があなたの申請を審査する際に必要なすべての情報を把握することが確実にになります。

情報開示許可/ 受診同意書

この書類によって、あなたは、あなたについての医学、職業及び教育情報をカナダ年金制度が取得することに同意します。。あなたはこの書類に必要事項を記入し、署名し日付を入れなければなりません。

許可/同意書

この書類により、あなたの医師が情報をカナダ年金制度に開示することが可能になります。この書類に必要事項を記入し、あなたが医師に診断書（Medical Report）の記入を依頼する際に、医師に提出しなければなりません。

診断書 (Medical Report)

診断書 (Medical Report) はあなたの障害の病状を一番良く知っている医師が記入しなければなりません。

- 本書類の表紙に用意された欄にあなたの氏名、住所及び電話番号を活字体で記入してください。各ページの上欄にあなたのカナダの社会保険番号 (SIN) を記入してください。
- 医師に書類の残りを記入のうえ、あなたに返却するよう依頼してください。

記入済みの診断書 (Medical Report) が戻ってきたら、記入済みの申請書及び附属書類と一緒に封筒に入れ、最寄りの社会保険事務所等に持参又は郵送してください。

追加情報

必要書類

あなたの申請には以下の書類が必要です。

- あなたの出生証明書又は戸籍抄本
- 質問11で列挙したあなたの保護監督下にある子のそれぞれの出生証明書又は戸籍抄本
- 診断書 (Medical Report)、退院概要書、又はあなたの障害の状況を検討する上でカナダ年金制度の事務局に役立つと思われるあなたの障害に関するその他の情報

あなたは必要書類の原本、又は真正であると証明された写しを提出することができます。すべての原本はすみやかに返却されます。文書の写しを提出する場合、その真正性の証人となることができるのは、会計士、カイロプラクター、宣誓コミッショナー、歯科医、医師、連邦又は州政府省庁の公務員、葬儀業者、治安判事、弁護士、判事、金融機関の管理職者、国会又は州議会の議員又はその職員、牧師、市町村の事務職員、公証人、カナダが社会保障協定を結んでいる国の政府職員、大使館・領事館・高等弁務官事務所の職員、薬剤師、警察官、郵便局長、技術士、ソーシャルワーカー、教師です。

写しの真正性を証明する人は、自分の公的職責、電話番号、文書を証明した日付を示し、氏名を活字体で記入し署名のうえ、文書に次の文章を付記しなければなりません。「**This photocopy conforms to the original document, which has not been altered in any way** (この写しは原本と一致しており、決して改変されておられません)」

障害年金の支給

障害年金は障害を負ったと見なされた4ヶ月後から支給されます。最大12ヶ月遡及して支払いを受けることができます。

65歳になったときに障害年金をまだ受け取っている場合、年金は65歳の誕生月の翌月から発効する退職年金に切り替えられます（申請は必要ありません。年金は自動的に変更されます。書面で退職年金額が通知されます）。

あなたの年金及び児童手当が支払い可能になると、金額は毎年1月に調整されます。調整はカナダの消費者物価指数によって決定される生活費の変化を反映するものになります。

カナダ年金制度法に基づく年金受給資格の分割

1987年1月1日以降に、結婚が離婚又は婚姻無効宣告により解消された場合、婚姻生活の間に両配偶者によって獲得されたカナダ年金制度法に基づく年金受給資格は、両者間で平等に分割されます。この分割は、カナダ人材開発大臣がこの措置を講じるのに必要な情報を受け取り次第、職権により命ぜられます。離婚または婚姻無効宣告が1987年1月1日より前に発生した場合は、違う条件が適用され、年金受給資格の分割は強制されません。また、正式な結婚が1987年1月1日以降に別居に至った場合で、その別居が1年続いた場合は、いずれかの配偶者は年金受給資格の分割を申請することができます。別居に従って、年金受給資格の分割を申請するのに、期限はありません。ただし、別居中の配偶者の一人が死亡した場合を除きます。さらに、かつて内縁関係にあった人は、1年間別れて暮らしている場合、別居してから4年以内は年金受給資格の分割を申請することができます。

あなたがカナダ年金制度法に基づく年金受給資格の分割を受ける資格があると思われる場合であって、申請を希望する場合は、その趣旨の簡単な書面を申請書に添付してください。カナダ人材開発省は、それを受けて、年金受給資格の分割が可能か否かを決定するのに必要な追加情報を取得するために、別の申請書を送付します。

個人情報の保護

申請書で要求される情報は、カナダ年金制度法に基づく障害年金について、あなたの受給資格を決定するために使われます。この法律に基づき、あなたに関する情報はそれを受け取る資格のある機関にのみ提供されます。さらに、個人情報保護法（カナダ）は、特定の状況（令状又は召喚令状を遵守するため、若しくは法律を執行するためなど）を除き、あなたの同意なしにあなたの記録を開示することを禁じています。

カナダ年金制度法による障害年金の申請に関連するあなたに関する情報は、個人情報バンクHRSDC PPU 175に保管されます。あなたには連邦政府のファイルに保管されているあなたに関するいかなる情報にもアクセスを請求する権利があります。この情報を入手するために、政府は個人情報索引を発行しています。索引及び情報請求書式は、カナダ大使館、高等弁務官事務所及び領事館で入手することができます。